

三木町告示第 26 号

三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日

三木町 伊藤 良春

三木町要綱第 8 号

三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣による農作物等に対する被害の防止を図るため、町内において有害鳥獣の捕獲活動等に従事した者に対し、予算の範囲内において三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるもの。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、三木町鳥獣被害対策実施隊員とする。

(交付対象期間)

第 3 条 補助金の交付対象期間は、当該有害鳥獣の捕獲活動等に従事した年度の 4 月から 3 月末までとする。

(交付対象活動及び交付額)

第 4 条 補助金の交付対象活動及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、活動後速やかに三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項について調査、確認を行い、適正と認めるときは三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 7 条 前条の補助金交付決定を受けた者は、請求書(様式第 3 号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(返還)

第 8 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三木町長 殿

（申請者）
住所
氏名

三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり有害鳥獣の捕獲活動等に係る実績を報告するとともに、有害鳥獣捕獲等活動補助金について交付を申請します。

記

1 活動日時 (自) 年 月 日 時から
(至) 年 月 日 時まで

2 活動内容

3 交付申請額 金 _____ 円

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

三木町長

三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金については、三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 活動日時 (自) 年 月 日 時から
(至) 年 月 日 時まで
- 2 活動内容
- 3 交付決定額 金 _____ 円

請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額						
-----	--	--	--	--	--	--

年度三木町有害鳥獣捕獲活動等補助金として、

上記の金額を請求します。

年 月 日

三木町長 殿

住 所

債権者

(フリガナ)

氏 名

印

支払の 方法	口座振替	預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号					現金払 <input type="checkbox"/>	隔地払 県外送金 <input type="checkbox"/>	小切手払 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(フリガナ) 口座名義										

- 1 希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。
- 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付してください。
- 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。

おねがい

印 影 届

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

交付対象活動	交付額
町長の要請により出動した捕獲活動（見回りを除く）、追払い活動及び市街地出没鳥獣緊急捕獲活動又は、その他緊急性があり、町長が必要であると認めたもの	1人1回につき2,000円